

別表第六を次のように改める。  
別表第六(第三十六条関係)

試験種類番号	国家試験の種類	試験科目番号	試験科目
01	航空機国家試験	01 02 03 04 05 08 11	法及びその附属法令 航空機の強度、構造及び性能に関する理論 航空機の材料に関する事項 航空機の製造及び修理の方法に関する事項 航空機用原動機の強度、構造及び性能に関する理論 航空機用プロペラの強度、構造及び性能に関する理論 回転翼の強度、構造及び性能に関する理論
02	航空機用原動機国家試験	01 05 06 07	法及びその附属法令 航空機用原動機の強度、構造及び性能に関する理論 航空機用原動機の材料に関する事項 航空機用原動機の製造及び修理の方法に関する事項
03	航空機用プロペラ国家試験	01 08 09 10	法及びその附属法令 航空機用プロペラの強度、構造及び性能に関する理論 航空機用プロペラの材料に関する事項 航空機用プロペラの製造及び修理の方法に関する事項 航空機用原動機の強度、構造及び性能に関する理論
04	回転翼国家試験	01 11 12 13 05	法及びその附属法令 回転翼の強度、構造及び性能に関する理論 回転翼の材料に関する事項 回転翼の製造及び修理の方法に関する事項 航空機用原動機の強度、構造及び性能に関する理論
05	飛行指示制御装置国家試験	01 14 15 16	法及びその附属法令 飛行指示制御装置の強度、構造及び性能に関する理論 飛行指示制御装置の材料に関する事項 飛行指示制御装置の製造及び修理の方法に関する事項

◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)

改正後

(令第二条の四の環境省令で定める基準等)

第一条の二(略)

2~4(略)

5 令第二条の四第五号二の環境省令で定める廃水銀等は、次に掲げるものとする。

- 一 別表第一に掲げる施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物(水銀使用製品が産業廃棄物となつたものに封入された廃水銀又は廃水銀化合物を除く。)
- 二 水銀若しくはその化合物が含まれている物(一般廃棄物を除く。)

一 別表第一に掲げる施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物(水銀使用製品が産業廃棄物となつたものに封入された廃水銀又は廃水銀化合物を除く。)

6~17(略)

改正前

(令第二条の四の環境省令で定める基準等)

第一条の二(略)

2~4(略)

5 令第二条の四第五号二の環境省令で定める廃水銀等は、次に掲げるものとする。

- 一 別表第一に掲げる施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物(水銀使用製品が産業廃棄物となつたものに封入された廃水銀又は廃水銀化合物を除く。)
- 二 水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となつたものから回収した廃水銀

一 別表第一に掲げる施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物(水銀使用製品が産業廃棄物となつたものに封入された廃水銀又は廃水銀化合物を除く。)

6~17(略)

試験種類番号	国家試験の種類	試験科目番号	試験科目
06	統合表示装置国家試験	01 17 18 19	法及びその附属法令 統合表示装置の強度、構造及び性能に関する理論 統合表示装置の材料に関する事項 統合表示装置の製造及び修理の方法に関する事項
07	回転翼航空機用トランスミッション国家試験	01 20 21 22	法及びその附属法令 回転翼航空機用トランスミッションの強度、構造及び性能に関する理論 回転翼航空機用トランスミッションの材料に関する事項 回転翼航空機用トランスミッションの製造及び修理の方法に関する事項
08	ガスタービン発動機制御装置国家試験	01 23 24 25	法及びその附属法令 ガスタービン発動機制御装置の強度、構造及び性能に関する理論 ガスタービン発動機制御装置の材料に関する事項 ガスタービン発動機制御装置の製造及び修理の方法に関する事項

附則  
この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成二十七年政令第三百七十六号)の施行に伴い、並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月九日

環境大臣 山本 公一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

(一般廃棄物の積替えのための保管の場所に係る揭示板)  
**第一条の五** 令第三条第一号イ(ロ)の規定による揭示板は、縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。  
 一 保管する一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む)。  
 二・三 (略)

(水銀処理物の埋立処分に係る判定基準)  
**第一条の七の五の二** 令第三条第三号又(2)の環境省令で定める基準は、水銀処理物に含まれる別表第二の二の各項の第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとする。  
 2 前項に掲げる基準は、環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

(基準適合水銀処理物の埋立処分に関する所要の措置)  
**第一条の七の五の三** 令第三条第三号又(3)の規定による環境省令で定める措置は、次のとおりとする。

- 一 埋立処分は令第五条第二項に規定する一般廃棄物の最終処分場(令第三条第三号又(3)に規定する水銀処理物(以下「基準適合水銀処理物」という)の埋立処分の用に供されるものに限る。)のうちの一定の場所において、かつ、埋め立てる基準適合水銀処理物が分散しないように行うこと。
- 二 埋め立てる基準適合水銀処理物がその他の廃棄物(第一条の九第三号に掲げる場合に該当するため同号に掲げる廃水銀と区分されていない廃水銀等を処分するために処理したものであつて第八条の六第四号に規定する基準適合廃水銀等処理物であるものを除く。以下この号において同じ。)と混合するおそれないように、他の廃棄物と区分すること。
- 三 埋め立てる基準適合水銀処理物が流出しないように必要な措置を講ずること。
- 四 埋め立てる基準適合水銀処理物に雨水が浸入しないように必要な措置を講ずること。

(特別管理一般廃棄物を区分しないで収集し、又は運搬することができる場合)  
**第一条の九** 令第四条の二第一号イ(2)の規定による環境省令で定める場合は、次のとおりとする。  
 一・二 (略)

三 特別管理一般廃棄物である廃水銀と特別管理産業廃棄物である廃水銀等とが混合している場合であつて、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合  
 (一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿記載事項等)  
**第二条の五** 法第七条第十五項の規定による一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿の記載事項は、一般廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

収集又は運搬	(略)
処分	(略)

備考 収集若しくは運搬又は処分に係る一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、上欄の区分に応じそれぞれ下欄に掲げる事項について、石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物に係るものを明らかにすること。

2・3 (略)

(一般廃棄物の積替えのための保管の場所に係る揭示板)  
**第一条の五** 令第三条第一号イ(ロ)の規定による揭示板は、縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。  
 一 保管する一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む)。  
 二・三 (略)

(新設)  
**第一条の九** 令第四条の二第一号イ(2)の規定による環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

(新設)  
**第一条の九** 令第四条の二第一号イ(2)の規定による環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一・二 (略)

(特別管理一般廃棄物を区分しないで収集し、又は運搬することができる場合)  
**第一条の九** 令第四条の二第一号イ(2)の規定による環境省令で定める場合は、次のとおりとする。  
 一・二 (略)

(新設)  
**第一条の九** 令第四条の二第一号イ(2)の規定による環境省令で定める場合は、次のとおりとする。  
 一・二 (略)

収集又は運搬	(略)
処分	(略)

備考 収集若しくは運搬又は処分に係る一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、上欄の区分に応じそれぞれ下欄に掲げる事項について、石綿含有一般廃棄物に係るものを明らかにすること。

2・3 (略)

（公表すべき維持管理の状況に関する情報）

第四条の五の二 法第八条の第三第二項の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

一～三（略）

四 令第五条の二に規定する一般廃棄物の最終処分場（令第三条第三号又②に掲げる水銀処理物（以下「基準不適合水銀処理物」という。）の埋立処分の用に供されるものを除く。）次に掲げる事項

イ 埋め立てた一般廃棄物の各月ごとの種類（当該一般廃棄物に基準適合水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量

ロ～リ（略）

五 令第五条の二に規定する一般廃棄物の最終処分場（基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供されるものに限る。）次に掲げる事項

イ 埋め立てた水銀処理物の各月ごとの数量

ロ 最終処分基準省令第一条の第二項の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令第一条第二項第十号の規定による水質検査に関する次に掲げる事項

(1) 当該水質検査に係る地下水等採取した場所

(2) 当該水質検査に係る地下水等採取した年月日

(3) 当該水質検査の結果の得られた年月日

(4) 当該水質検査の結果

ハ 最終処分基準省令第一条の第二項の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令第一条第二項第十一号の規定による措置に関する次に掲げる事項

(1) 当該措置を講じた年月日

(2) 当該措置の内容

ニ 最終処分基準省令第一条の第二項第三号の規定による点検に関する次に掲げる事項

(1) 当該点検を行った年月日及びその結果

(2) 当該点検の結果、設備の損壊又は埋め立てられた一般廃棄物の保有水の浸出のおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容

ホ 最終処分基準省令第一条の第二項第五号の規定による点検に関する次に掲げる事項

(1) 当該点検を行った年月日及びその結果

(2) 当該点検の結果、覆いの損壊又は埋め立てられた一般廃棄物の保有水の浸出のおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容

ヘ 最終処分基準省令第一条の第二項の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令第一条第二項第十九号の規定による測定を行った年月日及びその結果

（維持管理の状況に関する情報の公表）

第四条の五の三 法第八条の第三第二項の規定による一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報の公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から、当該日から起算して三年を経過する日までの間、行うものとする。

一 前条第一号イ、第二号イ、第三号イ、第四号イ及び第五号イに掲げる事項 翌月の末日

二 前条第一号ロ及び二、第二号ロ及び二、第三号ロ及び二、第四号二及び一並びに第五号ロ及び二に掲げる事項 当該測定又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

（公表すべき維持管理の状況に関する情報）

第四条の五の二 法第八条の第三第二項の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

一～三（略）

四 令第五条の二に規定する一般廃棄物の最終処分場 次に掲げる事項

イ 埋め立てた一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

ロ～リ（略）

（新設）

（維持管理の状況に関する情報の公表）

第四条の五の三 法第八条の第三第二項の規定による一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報の公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から、当該日から起算して三年を経過する日までの間、行うものとする。

一 前条第一号イ、第二号イ、第三号イ及び第四号イに掲げる事項 翌月の末日

二 前条第一号ロ及び二、第二号ロ及び二、第三号ロ及び二並びに第四号二及び一に掲げる事項 当該測定又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

三 前条第一号ハ及びホ、第二号ハ、第三号ハ、第四号ロ(1)、ハ(1)、ヘ(1)、ト(1)及びチ(1)並びに第五号ニ(1)及びホ(1)に掲げる事項 当該除去、清掃又は点検を行った日の属する月の翌月の末日

四 前条第四号ロ(2)、ハ(2)、ホ、ヘ(2)、ト(2)及びチ(2)並びに第五号ハ、ニ(2)及びホ(2)に掲げる事項 当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日

(記録の閲覧)

第四条の六 法第八条の四の規定による記録の閲覧は、次により行うものとする。

一 記録は、次のイからニまでに掲げる区分に応じ、当該イからニまでに定める日までに備え置くこと。

- イ 次条第一号イ、第二号イ、第三号イ、第四号イ及び第五号イに掲げる事項 翌月の末日
- ロ 次条第一号ロ及びニ、第二号ロ及びニ、第三号ロ及びニ、第四号ニ及びロ並びに第五号ロ及びヒに掲げる事項 当該測定又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

ハ 次条第一号ハ及びホ、第二号ハ、第三号ハ、第四号ロ(1)、ハ(1)、ヘ(1)、ト(1)及びチ(1)並びに第五号ニ(1)及びホ(1)に掲げる事項 当該除去、清掃又は点検を行った日の属する月の翌月の末日

ニ 次条第四号ロ(2)、ハ(2)、ホ、ヘ(2)、ト(2)及びチ(2)並びに第五号ハ、ニ(2)及びホ(2)に掲げる事項 当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日

二・三 (略)

(記録する事項)

第四条の七 法第八条の四の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

一〜三 (略)

四 令第五条の二に規定する一般廃棄物の最終処分場(基準不適合水銀処理物の埋立処分用に供されるものを除く。) 次に掲げる事項

イ 埋め立てた一般廃棄物の各月ごとの種類(当該一般廃棄物に基準適合水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量

ロ〜リ (略)

五 令第五条の二に規定する一般廃棄物の最終処分場(基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供されるものに限る。) 次に掲げる事項

イ 埋め立てた水銀処理物の各月ごとの数量

ロ 最終処分基準省令第一条の二第二項の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令第一条第二項第十号の規定による水質検査に関する次に掲げる事項

- (1) 当該水質検査に係る地下水等を採取した場所
- (2) 当該水質検査に係る地下水等を採取した年月日
- (3) 当該水質検査の結果の得られた年月日
- (4) 当該水質検査の結果

ハ 最終処分基準省令第一条の二第二項の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令第一条第二項第十一号の規定による措置に関する次に掲げる事項

- (1) 当該措置を講じた年月日
- (2) 当該措置の内容

三 前条第一号ハ及びホ、第二号ハ、第三号ハ並びに第四号ロ(1)、ハ(1)、ヘ(1)、ト(1)及びチ(1)に掲げる事項 当該除去、清掃又は点検を行った日の属する月の翌月の末日

四 前条第四号ロ(2)、ハ(2)、ホ、ヘ(2)、ト(2)及びチ(2)に掲げる事項 当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日

(記録の閲覧)

第四条の六 法第八条の四の規定による記録の閲覧は、次により行うものとする。

一 記録は、次のイからニまでに掲げる区分に応じ、当該イからニまでに定める日までに備え置くこと。

- イ 次条第一号イ、第二号イ、第三号イ及び第四号イに掲げる事項 翌月の末日
- ロ 次条第一号ロ及びニ、第二号ロ及びニ、第三号ロ及びニ並びに第四号ニ及びロに掲げる事項 当該測定又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

ハ 次条第一号ハ及びホ、第二号ハ、第三号ハ並びに第四号ロ(1)、ハ(1)、ヘ(1)、ト(1)及びチ(1)に掲げる事項 当該除去、清掃又は点検を行った日の属する月の翌月の末日

ニ 次条第四号ロ(2)、ハ(2)、ホ、ヘ(2)、ト(2)及びチ(2)に掲げる事項 当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日

二・三 (略)

(記録する事項)

第四条の七 法第八条の四の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

一〜三 (略)

四 令第五条の二に規定する一般廃棄物の最終処分場 次に掲げる事項

イ 埋め立てた一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

ロ〜リ (略)

(新設)

二 最終処分基準省令第一条の二第二項第三号の規定による点検に関する次に掲げる事項

(1) 当該点検を行った年月日及びその結果

(2) 当該点検の結果、設備の損壊又は埋め立てられた一般廃棄物の保有水の浸出のおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容

ホ 最終処分基準省令第一条の二第二項第五号の規定による点検に関する次に掲げる事項

(1) 当該点検を行った年月日及びその結果

(2) 当該点検の結果、覆いの損壊又は埋め立てられた一般廃棄物の保有水の浸出のおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容

ヘ 最終処分基準省令第一条の二第二項の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令第一条第二項第十九号の規定による測定を行った年月日及びその結果

(特定一般廃棄物最終処分場)

第四条の八 法第八条の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物の最終処分場は、令第五条第二項に規定する一般廃棄物の最終処分場(基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供されるものを除く)であつて、次に掲げるもの以外のものとする。

一・二 (略)

(一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出)

第五条の五 法第九条第四項の規定による最終処分場に係る埋立処分の終了の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一・四 (略)

五 埋め立てた廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む)、数量及び性状

六・九 (略)

2 前項の届出書には次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一・四 (略)

五 水銀処理物を埋め立てた場合は、水銀処理物が埋め立てられている位置を示す図面  
(一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請)

第五条の五の二 法第九条第五項の規定による一般廃棄物の最終処分場(基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供されるものを除く)の廃止の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一・三 (略)

四 埋め立てた一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は基準適合水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む)及び数量

五・十六 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一・四の二 (略)

四の二の二 基準適合水銀処理物を埋め立てた場合は、当該基準適合水銀処理物が埋め立てられている位置を示す図面

五 (略)

(特定一般廃棄物最終処分場)

第四条の八 法第八条の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物の最終処分場は、令第五条第二項に規定する一般廃棄物の最終処分場であつて、次に掲げるもの以外のものとする。

一・二 (略)

(一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出)

第五条の五 法第九条第四項の規定による最終処分場に係る埋立処分の終了の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一・四 (略)

五 埋め立てた廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む)、数量及び性状

六・九 (略)

2 前項の届出書には次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一・四 (略)

(新設)  
一 一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請

第五条の五の二 法第九条第五項の規定による一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一・三 (略)

四 埋め立てた一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む)及び数量

五・十六 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一・四の二 (略)

(新設)  
四の二の二 (略)

五 (略)

第五条の五の二

法第九条第五項の規定による一般廃棄物の最終処分場（基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供されるものに限る。）の廃止の確認を受けようとする者は、前条第一項第一号から第三号まで、第五号から第十二号まで及び次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 埋め立てた水銀処理物の数量
- 二 最終処分基準省令第一条の二第二項第四号の規定による覆いの厚さ、材料及び強度
- 三 最終処分基準省令第一条の二第三項第三号の規定により講じた措置の内容
- 2 前項の申請書には、前条第二項第一号から第三号まで、第四号の二の二及び第五号に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

（維持管理の状況に関する情報の公表）

第五条の六の三 法第九条の三第六項の規定による一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報の公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から、当該日から起算して三年を経過する日までの間、行うものとする。

- 一 第四条の五の二第一号イ、第二号イ、第三号イ、第四号イ及び第五号イに掲げる事項 翌月の末日
- 二 第四条の五の二第一号ロ及び二、第二号ロ及び二、第三号ロ及び二、第四号二及びり並びに第五号ロ及びへに掲げる事項 当該測定又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日
- 三 第四条の五の二第一号ハ及びホ、第二号ハ、第三号ハ、第四号ロ(1)、ハ(1)、へ(1)、ト(1)及びチ(1)並びに第五号二(1)及びホ(1)に掲げる事項 当該除去、清掃又は点検を行った日の属する月の翌月の末日
- 四 第四条の五の二第四号ロ(2)、ハ(2)、ホ、へ(2)、ト(2)及びチ(2)並びに第五号ハ、二(2)及びホ(2)に掲げる事項 当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日

（記録の閲覧）

第五条の六の四 法第九条の三第七項の規定による記録の閲覧は、次により行うものとする。

- 一 記録は、次のイからニまでに掲げる区分に応じ、当該イからニまでに定める日までに備え置くこと。
- イ 第四条の七第一号イ、第二号イ、第三号イ、第四号イ及び第五号イに掲げる事項 翌月の末日
- ロ 第四条の七第一号ロ及び二、第二号ロ及び二、第三号ロ及び二、第四号二及びり並びに第五号ロ及びへに掲げる事項 当該測定又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日
- ハ 第四条の七第一号ハ及びホ、第二号ハ、第三号ハ、第四号ロ(1)、ハ(1)、へ(1)、ト(1)及びチ(1)並びに第五号二(1)及びホ(1)に掲げる事項 当該除去、清掃又は点検を行った日の属する月の翌月の末日
- ニ 第四条の七第四号ロ(2)、ハ(2)、ホ、へ(2)、ト(2)及びチ(2)並びに第五号ハ、二(2)及びホ(2)に掲げる事項 当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日

二・三（略）

（新設）

（維持管理の状況に関する情報の公表）

第五条の六の三 法第九条の三第六項の規定による一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報の公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から、当該日から起算して三年を経過する日までの間、行うものとする。

- 一 第四条の五の二第一号イ、第二号イ、第三号イ及び第四号イに掲げる事項 翌月の末日
- 二 第四条の五の二第一号ロ及び二、第二号ロ及び二、第三号ロ及び二並びに第四号二及びりに掲げる事項 当該測定又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日
- 三 第四条の五の二第一号ハ及びホ、第二号ハ、第三号ハ並びに第四号ロ(1)、ハ(1)、へ(1)、ト(1)及びチ(1)に掲げる事項 当該除去、清掃又は点検を行った日の属する月の翌月の末日
- 四 第四条の五の二第四号ロ(2)、ハ(2)、ホ、へ(2)、ト(2)及びチ(2)に掲げる事項 当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日

（記録の閲覧）

第五条の六の四 法第九条の三第七項の規定による記録の閲覧は、次により行うものとする。

- 一 記録は、次のイからニまでに掲げる区分に応じ、当該イからニまでに定める日までに備え置くこと。
- イ 第四条の七第一号イ、第二号イ、第三号イ及び第四号イに掲げる事項 翌月の末日
- ロ 第四条の七第一号ロ及び二、第二号ロ及び二、第三号ロ及び二並びに第四号二及びりに掲げる事項 当該測定又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日
- ハ 第四条の七第一号ハ及びホ、第二号ハ、第三号ハ並びに第四号ロ(1)、ハ(1)、へ(1)、ト(1)及びチ(1)に掲げる事項 当該除去、清掃又は点検を行った日の属する月の翌月の末日
- ニ 第四条の七第四号ロ(2)、ハ(2)、ホ、へ(2)、ト(2)及びチ(2)に掲げる事項 当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日

二・三（略）

(市町村の設置に係る最終処分場の埋立処分の終了の届出)  
**第五条の十** 法第九条の三第十一項において準用する法第九条第四項の規定による市町村の設置に係る最終処分場の埋立処分の終了の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

- 一 一四 (略)
- 二 埋め立てた廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む)、数量及び性状
- 三 六〇九 (略)

2 (略)

(市町村の設置に係る最終処分場の廃止の確認の申請)

**第五条の十一** 法第九条の三第十一項において準用する法第九条第五項の規定による市町村の設置に係る一般廃棄物の最終処分場(基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供されるものを除く。)の廃止の確認を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 一三 (略)
- 二 埋め立てた一般廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は基準適合水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む)及び数量
- 三 五〇六 (略)

2 (略)

**第五条の十二** 法第九条の三第十一項において準用する法第九条第五項の規定による市町村の設置に係る一般廃棄物の最終処分場(基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供されるものに限る。)の廃止の確認を受けようとする市町村は、前条第一項第一号から第三号まで、第五号から第十二号まで及び次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 埋め立てた水銀処理物の数量
  - 二 最終処分基準省令第一条の二第二項第四号の規定による覆いの厚さ、材料及び強度
  - 三 最終処分基準省令第一条の二第三項第三号の規定により講じた措置の内容
- 2 前項の申請書については、第五条の五の二の二第二項の規定を準用する。

(公表すべき維持管理の状況に関する情報)

**第五条の十三** 第五条の六の二の規定は、法第九条の三の三第三項において準用する法第九条の三第六項の環境省令で定める事項について準用する。この場合において、第五条の六の二中「第四条の五の二各号」とあるのは「第四条の五の二各号(第四号及び第五号に係る部分を除く。)」と読み替えるものとする。

(記録する事項)

**第五条の十四** 第五条の六の五の規定は、法第九条の三の三第三項において準用する法第九条の三第七項の環境省令で定める事項について準用する。この場合において、第五条の六の五中「第四条の七各号」とあるのは「第四条の七各号(第四号及び第五号に係る部分を除く。)」と読み替えるものとする。

(市町村の設置に係る最終処分場の埋立処分の終了の届出)  
**第五条の十** 法第九条の三第十一項において準用する法第九条第四項の規定による市町村の設置に係る最終処分場の埋立処分の終了の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

- 一 一四 (略)
- 二 埋め立てた廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む)、数量及び性状
- 三 六〇九 (略)

2 (略)

(市町村の設置に係る最終処分場の廃止の確認の申請)

**第五条の十一** 法第九条の三第十一項において準用する法第九条第五項の規定による市町村の設置に係る一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 一三 (略)
- 二 埋め立てた一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む)及び数量
- 三 五〇六 (略)

2 (新設)

(公表すべき維持管理の状況に関する情報)

**第五条の十二** 第五条の六の二の規定は、法第九条の三の三第三項において準用する法第九条の三第六項の環境省令で定める事項について準用する。この場合において、第五条の六の二中「第四条の五の二各号」とあるのは「第四条の五の二各号(第四号に係る部分を除く。)」と読み替えるものとする。

(記録する事項)

**第五条の十三** 第五条の六の五の規定は、法第九条の三の三第三項において準用する法第九条の三第七項の環境省令で定める事項について準用する。この場合において、第五条の六の五中「第四条の七各号」とあるのは「第四条の七各号(第四号に係る部分を除く。)」と読み替えるものとする。

(記録する事項)

**第五条の十四** 第五条の六の五の規定は、法第九条の三の三第三項において準用する法第九条の三第七項の環境省令で定める事項について準用する。この場合において、第五条の六の五中「第四条の七各号」とあるのは「第四条の七各号(第四号に係る部分を除く。)」と読み替えるものとする。

(一般廃棄物の輸出の確認の申請)

第六条の二十七 法第十条第一項の規定により一般廃棄物の輸出の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び性状

三 当該一般廃棄物の数量(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その数量を含む。)

四 十一 (略)

2 5 4 (略)

(報告)

第六条の二十八 法第十条第一項の確認を受けた者は、当該確認に係る一般廃棄物の処分が終了したとき(輸出の一括確認を受けた者にあつては、個別の輸出ごとに当該輸出に係る一般廃棄物の処分が終了したとき)は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第二号の三による報告書を環境大臣に提出しなければならない。

一 5 三 (略)

四 当該一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び性状並びに輸出した数量(輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた一般廃棄物の個別の輸出ごとの輸出した数量及びその合計)

計)

五 6 (略)

2 (略)

(石綿含有産業廃棄物)

第七条の二三 令第六条第一項第一号の規定による環境省令で定める石綿が含まれている産業廃棄物は、工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じた産業廃棄物であつて、石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有するもの(廃石綿等を除く。)とする。

(水銀使用製品産業廃棄物)

第七条の二四 令第六条第一項第一号の水銀又はその化合物が使用されている製品が産業廃棄物となつたものであつて環境省令で定めるものは、次に掲げるものが産業廃棄物となつたものとする。

- 一 新用途水銀使用製品の製造等に関する命令(平成二十七年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号) 第二条第一号又は第三号に該当する水銀使用製品であつて別表第四に掲げるもの
- 二 前号に掲げる水銀使用製品を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品(別表第一四下欄に×印のあるものに係るものを除く。)
- 三 前二号に掲げるもののほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品

(一般廃棄物の輸出の確認の申請)

第六条の二十七 法第十条第一項の規定により一般廃棄物の輸出の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び性状

三 当該一般廃棄物の数量(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その数量を含む。)

四 十一 (略)

2 5 4 (略)

(報告)

第六条の二十八 法第十条第一項の確認を受けた者は、当該確認に係る一般廃棄物の処分が終了したとき(輸出の一括確認を受けた者にあつては、個別の輸出ごとに当該輸出に係る一般廃棄物の処分が終了したとき)は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第二号の三による報告書を環境大臣に提出しなければならない。

一 5 三 (略)

四 当該一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び性状並びに輸出した数量(輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた一般廃棄物の個別の輸出ごとの輸出した数量及びその合計)

計)

五 6 (略)

2 (略)

(石綿含有産業廃棄物)

第七条の二三 令第六条第一項第一号の規定による環境省令で定める産業廃棄物は、工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じた産業廃棄物であつて、石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有するもの(廃石綿等を除く。)とする。

(新設)



(産業廃棄物の積替えのための保管の場所に係る揭示板)

第七條の三 令第六条第一項第一号ホの規定によりその例によることとされた令第三条第一号リ(1)の規定による揭示板は、第一条の五の規定の例によるほか、令第六条第一項第一号ホの規定により当該保管の場所において保管することができる産業廃棄物の数量(以下「積替えのための保管上限」という。)を表示したものでなければならない。この場合において、第一条の五第一号中「石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物」とあるのは、「石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等」と読み替えるものとする。

(産業廃棄物の処分等のための保管の場所に係る揭示板)

第七條の五 令第六条第一項第二号ロ(1)の規定によりその例によることとされた令第三条第一号リ(1)の規定による揭示板は、第一条の五の規定の例によるほか、令第六条第一項第二号ロ(3)の規定により当該保管の場所において保管することができる産業廃棄物の数量(以下「処分等のための保管上限」という。)を表示したものでなければならない。この場合において、第一条の五第一号中「石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物」とあるのは、「石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等」と読み替えるものとする。

(水銀含有ばいじん等)

第七條の八の二 令第六条第一項第二号ホの環境省令で定めるものは、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるもの(廃水銀等又は令第二条の四第五号へ、子(1)若しくはル(1)に掲げる廃棄物を除く。)とする。

- 一 ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さい 水銀(水銀化合物に含まれる水銀を含む。以下この条、次条及び第八条の十の三の二において同じ。)を当該ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さい一キログラムにつき十五ミリグラムを超えて含有するもの
- 二 廃酸又は廃アルカリ 水銀を当該廃酸又は廃アルカリ一リットルにつき十五ミリグラムを超えて含有するもの

(水銀等の割合が相当の割合以上である水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等)

第七條の八の三 令第六条第一項第二号ホ(2)の環境省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 水銀使用製品産業廃棄物のうち、別表第五に掲げるものが産業廃棄物となつたもの
- 二 次のイ及びロに掲げる区分に応じ、当該イ及びロに定めるものに該当する水銀含有ばいじん等
  - イ ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さい 水銀を当該ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さい一キログラムにつき千ミリグラム以上含有するもの
  - ロ 廃酸又は廃アルカリ 水銀を当該廃酸又は廃アルカリ一リットルにつき千ミリグラム以上含有するもの

(産業廃棄物保管基準)

第八條 法第十二条第二項の規定による産業廃棄物保管基準は、次のとおりとする。

- 一 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
  - イ (略)
  - ロ 見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた揭示板が設けられていること。

(産業廃棄物の積替えのための保管の場所に係る揭示板)

第七條の三 令第六条第一項第一号ホの規定によりその例によることとされた令第三条第一号リ(1)の規定による揭示板は、第一条の五の規定の例によるほか、令第六条第一項第一号ホの規定により当該保管の場所において保管することができる産業廃棄物の数量(以下「積替えのための保管上限」という。)を表示したものでなければならない。この場合において、第一条の五第一号中「石綿含有一般廃棄物」とあるのは、「石綿含有産業廃棄物」と読み替えるものとする。

(産業廃棄物の処分等のための保管の場所に係る揭示板)

第七條の五 令第六条第一項第二号ロ(1)の規定によりその例によることとされた令第三条第一号リ(1)の規定による揭示板は、第一条の五の規定の例によるほか、令第六条第一項第二号ロ(3)の規定により当該保管の場所において保管することができる産業廃棄物の数量(以下「処分等のための保管上限」という。)を表示したものでなければならない。この場合において、第一条の五第一号中「石綿含有一般廃棄物」とあるのは、「石綿含有産業廃棄物」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(産業廃棄物保管基準)

第八條 法第十二条第二項の規定による産業廃棄物保管基準は、次のとおりとする。

- 一 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
  - イ (略)
  - ロ 見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた揭示板が設けられていること。

2・3 (略)	<p>運搬 (略)</p> <p>処分 (略)</p> <p>備考 運搬又は処分に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有はいじん等が含まれる場合は、上欄の区分に応じそれぞれ下欄に掲げる事項について、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有はいじん等に係るものを明らかにすること。</p>	<p>(2) 次に掲げる事項を表示したものであること。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有はいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）</p> <p>(ハ)・(ニ) (略)</p> <p>二〇四 (略)</p> <p>二〇五 水銀使用製品産業廃棄物にあつては、保管の場所には、水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。</p> <p>(委託契約に含まれるべき事項)</p> <p>第八条の四の二 令第六条の二第四号へ（令第六条の十二第四号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>六 委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報</p> <p>イ〇二 (略)</p> <p>ホ 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有はいじん等が含まれる場合は、その旨</p> <p>ハ (略)</p> <p>七〇九 (略)</p> <p>(事業者の帳簿記載事項等)</p> <p>第八条の五 法第十二条第十三項において準用する法第七条第十五項の規定による環境省令で定める事業者の帳簿の記載事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 令第六条の四第一号に掲げる事業者が設置している事業場に設置されている産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設以外の焼却施設において産業廃棄物の処分（再生を含む。以下この項において同じ。）を行う場合にあつては、当該施設において処分される産業廃棄物の種類ごとに、次に掲げる事項（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有はいじん等が含まれる場合は、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有はいじん等に係るこれらの事項を含む。）とする。</p> <p>イ〇八 (略)</p> <p>二 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分を行う場合にあつては、当該産業廃棄物の種類ごとに、それぞれ次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>
2・3 (略)	<p>運搬 (略)</p> <p>処分 (略)</p> <p>備考 運搬又は処分に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、上欄の区分に応じそれぞれ下欄に掲げる事項について、石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。</p>	<p>(2) 次に掲げる事項を表示したものであること。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）</p> <p>(ハ)・(ニ) (略)</p> <p>二〇四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(委託契約に含まれるべき事項)</p> <p>第八条の四の二 令第六条の二第四号へ（令第六条の十二第四号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>六 委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報</p> <p>イ〇二 (略)</p> <p>ホ 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨</p> <p>ハ (略)</p> <p>七〇九 (略)</p> <p>(事業者の帳簿記載事項等)</p> <p>第八条の五 法第十二条第十三項において準用する法第七条第十五項の規定による環境省令で定める事業者の帳簿の記載事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 令第六条の四第一号に掲げる事業者が設置している事業場に設置されている産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設以外の焼却施設において産業廃棄物の処分（再生を含む。以下この項において同じ。）を行う場合にあつては、当該施設において処分される産業廃棄物の種類ごとに、次に掲げる事項（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、石綿含有産業廃棄物に係るこれらの事項を含む。）とする。</p> <p>イ〇八 (略)</p> <p>二 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分を行う場合にあつては、当該産業廃棄物の種類ごとに、それぞれ次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>

(特別管理産業廃棄物を区分しないで収集又は運搬することができる場合)  
 第八条の六 令第六条の五第一項第一号の規定によりその例によることとされる令第四条の第二号イ(2)の環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合であつて、当該感染性産業廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合
- 二 特別管理産業廃棄物である廃水銀等と特別管理一般廃棄物である廃水銀とが混合している場合であつて、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合

三 特別管理産業廃棄物である廃水銀等を処分するために処理したもの(令第六条の五第一項第三号イ(6)に掲げるもの(以下「基準不適合廃水銀等処理物」という。))であつて、かつ、令第六条の五第一項第三号ルの規定により硫化及び固型化したものに限り、と一般廃棄物である基準不適合水銀処理物とが混合している場合であつて、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合

四 特別管理産業廃棄物である廃水銀等を処分するために処理したもの(令第六条の五第一項第三号イ(6)に掲げるものを除く。以下「基準適合廃水銀等処理物」という。)と一般廃棄物である基準適合水銀処理物とが混合している場合であつて、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合

(特別管理産業廃棄物の積替えの場所に仕切り等を設けないことができる場合)

第八条の九 令第六条の五第一項第一号ロ及び二の規定によりその例によることとされる令第四条の第二号ト(2)の環境省令で定める場合は、第八条の六各号に掲げる場合とする。

(水銀の回収等の対象となる特別管理産業廃棄物)

第八条の十の三の二 令第六条の五第一項第二号チの環境省令で定めるものは、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 鉱さい、ばいじん又は汚泥 水銀を当該鉱さい、ばいじん又は汚泥一キログラムにつき千ミリグラム以上含有するもの
- 二 廃酸又は廃アルカリ 水銀を当該廃酸又は廃アルカリ一リットルにつき千ミリグラム以上含有するもの

(特別管理産業廃棄物の処分等のための保管の場所に係る揭示板)

第八条の十の四 令第六条の五第一項第二号リ(1)の規定によりその例によることとされる令第三条第一号リ(1)の規定による揭示板は、第一条の五の規定の例によるほか、令第六条の五第一項第二号リ(3)の規定により当該保管の場所において保管することができる特別管理産業廃棄物の数量(以下「特別管理産業廃棄物に係る処分等のための保管上限」という。)を表示したものでなければならぬ。

(特別管理産業廃棄物の保管の場所に仕切り等を設けないことができる場合)

第八条の十一 令第六条の五第一項第二号リ(1)の規定によりその例によることとされる令第四条の第二号ト(2)の環境省令で定める場合は、第八条の九に規定する場合とする。

(特別管理産業廃棄物の保管に関する所要の措置)

第八条の十二 令第六条の五第一項第二号リ(1)の規定によりその例によることとされた令第四条の第二号ト(3)の環境省令で定める措置は、第八条の十に規定する措置とする。

(特別管理産業廃棄物を区分しないで収集又は運搬することができる場合)  
 第八条の六 令第六条の五第一項第一号の規定によりその例によることとされる令第四条の第二号イ(2)の環境省令で定める場合は、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合であつて、当該感染性産業廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(特別管理産業廃棄物の積替えの場所に仕切り等を設けないことができる場合)

第八条の九 令第六条の五第一項第一号ロ及び二の規定によりその例によることとされる令第四条の第二号ト(2)の環境省令で定める場合は、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合であつて、当該感染性産業廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合とする。

(新設)

(特別管理産業廃棄物の処分等のための保管の場所に係る揭示板)

第八条の十の四 令第六条の五第一項第二号チ(1)の規定によりその例によることとされる令第三条第一号チ(1)の規定による揭示板は、第一条の五の規定の例によるほか、令第六条の五第一項第二号チ(3)の規定により当該保管の場所において保管することができる特別管理産業廃棄物の数量(以下「特別管理産業廃棄物に係る処分等のための保管上限」という。)を表示したものでなければならぬ。

(特別管理産業廃棄物の保管の場所に仕切り等を設けないことができる場合)

第八条の十一 令第六条の五第一項第二号チ(1)の規定によりその例によることとされる令第四条の第二号ト(2)の環境省令で定める場合は、第八条の九に規定する場合とする。

(特別管理産業廃棄物の保管に関する所要の措置)

第八条の十二 令第六条の五第一項第二号チ(1)の規定によりその例によることとされた令第四条の第二号ト(3)の環境省令で定める措置は、第八条の十に規定する措置とする。

(特別管理産業廃棄物の処分等)に当たつての保管期間)

第八条の十二の二 令第六条の五第一項第二号リ(2)の規定による環境省令で定める期間は、当該特別管理産業廃棄物の処理施設において、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間とする。

(基準適合廃水銀等処理物の埋立処分に関する所要の措置)

第八条の十二の三 令第六条の五第一項第三号フ(2)の規定による環境省令で定める措置は、次のとおりとする。

- 一 埋立処分は、最終処分場(令第七条第十四号ハに規定する最終処分場に限る。)のうちの一 定の場所において、かつ、埋め立てる基準適合廃水銀等処理物が分散しないように行うこと。
- 二 埋め立てる基準適合廃水銀等処理物がその他の廃棄物(第八条の六第二号から第四号までに掲げる場合に該当するため当該各号に掲げる特別管理産業廃棄物と区分されていない廃棄物を除く。以下この号において同じ。)と混合するおそれのないように、他の廃棄物と区分すること。
- 三 埋め立てる基準適合廃水銀等処理物が流出しないように必要な措置を講ずること。
- 四 埋め立てる基準適合廃水銀等処理物に雨水が浸入しないように必要な措置を講ずること。

(特別管理産業廃棄物保管基準)

第八条の十三 法第十二条の二第二項の規定による特別管理産業廃棄物保管基準は、次のとおりとする。

- 一 一三 (略)
- 四 特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切りを設けること等必要な措置を講ずること。ただし、第八条の六各号に掲げる場合は、この限りでない。

五 (略)

(産業廃棄物管理票の交付)

第八条の二十 管理票の交付は、次により行うものとする。

- 一 一 二 (略)
- 三 当該産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、数量及び受託者の氏名又は名称が管理票に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。
- 四 一 五 (略)

(管理票の記載事項)

第八条の二十一 法第十二条の三第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 一 十 (略)
- 十一 当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その数量

2 (略)

(情報処理センターへの登録手続)

第八条の三十一の二 法第十二条の五第一項(法第十五条の四の七第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による情報処理センターへの登録は、次により行うものとする。

- 一 一 二 (略)

(特別管理産業廃棄物の処分等)に当たつての保管期間)

第八条の十二の二 令第六条の五第一項第二号チ(2)の規定による環境省令で定める期間は、当該特別管理産業廃棄物の処理施設において、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間とする。

(新設)

(特別管理産業廃棄物保管基準)

第八条の十三 法第十二条の二第二項の規定による特別管理産業廃棄物保管基準は、次のとおりとする。

- 一 一 三 (略)
- 四 特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切りを設けること等必要な措置を講ずること。ただし、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合であつて、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合は、この限りでない。

五 (略)

(産業廃棄物管理票の交付)

第八条の二十 管理票の交付は、次により行うものとする。

- 一 一 二 (略)
- 三 当該産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、数量及び受託者の氏名又は名称が管理票に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。
- 四 一 五 (略)

(管理票の記載事項)

第八条の二十一 法第十二条の三第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 一 十 (略)
- 十一 当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その数量

2 (略)

(情報処理センターへの登録手続)

第八条の三十一の二 法第十二条の五第一項(法第十五条の四の七第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による情報処理センターへの登録は、次により行うものとする。

- 一 一 二 (略)

三 当該産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む）、数量、受託者の氏名又は名称、運搬先の事業場の名称及び所在地、当該産業廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地並びに登録を識別するための番号（以下「登録番号」という。）を運搬受託者及び処分受託者に通知した後、登録すること。

四 当該産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む）、数量及び受託者の氏名又は名称が登録しようとする事項と相違がないことを確認の上、登録すること。

五・六（略）

（情報処理センターへの登録事項）

第八条の三十二 法第十二条の五第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇十（略）

十一 当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その数量

（情報処理センターによる報告）

第八条の三十六 法第十二条の五第八項の規定による都道府県知事に対する報告は、産業廃棄物を排出する事業場ごとに、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における同条第一項の規定による登録及び同条第二項の規定による報告の内容並びに次に掲げる事項を記載した文書又はこれらの事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）を当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。

一・二（略）

三 産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む）、数量及び運搬又は処分を委託した者の区分に応じた登録回数

四（略）

（産業廃棄物収集運搬業の許可の申請）

第九条の二 法第十四条第一項の規定により産業廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第六号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一〇四（略）

五 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所に関する次に掲げる事項

イ・ロ（略）

ハ 積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）

二・ホ（略）

六〇十（略）

二〇六（略）

三 当該産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む）、数量、受託者の氏名又は名称、運搬先の事業場の名称及び所在地、当該産業廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地並びに登録を識別するための番号（以下「登録番号」という。）を運搬受託者及び処分受託者に通知した後、登録すること。

四 当該産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む）、数量及び受託者の氏名又は名称が登録しようとする事項と相違がないことを確認の上、登録すること。

五・六（略）

（情報処理センターへの登録事項）

第八条の三十二 法第十二条の五第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇十（略）

十一 当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その数量

（情報処理センターによる報告）

第八条の三十六 法第十二条の五第八項の規定による都道府県知事に対する報告は、産業廃棄物を排出する事業場ごとに、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における同条第一項の規定による登録及び同条第二項の規定による報告の内容並びに次に掲げる事項を記載した文書又はこれらの事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）を当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。

一・二（略）

三 産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む）、数量及び運搬又は処分を委託した者の区分に応じた登録回数

四（略）

（産業廃棄物収集運搬業の許可の申請）

第九条の二 法第十四条第一項の規定により産業廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第六号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一〇四（略）

五 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所に関する次に掲げる事項

イ・ロ（略）

ハ 積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）

二・ホ（略）

六〇十（略）

二〇六（略）

(産業廃棄物収集運搬業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準)  
 第九条の三 令第六条の九第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の日前六月間(申請者が令第六条の九第二号に掲げる者である場合にあつては従前の法第十四条第一項の許可を受けた日から当該申請の日までの間)、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。

公表事項	更新すべき場合
イ〜二 (略)	(略)
ホ 事業の用に供する施設に関する次に掲げる事項	変更の都度(1)に掲げる事項について是一年に一回以上
(1) (略)	
(2) 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの所在地、面積、積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合には、その旨を含む。)及び積替えのための保管上限(特別管理産業廃棄物の積替え又は保管の場所にあつては、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限)	
へ〜ヌ (略)	(略)

三〜八 (略)  
 (産業廃棄物処分業の許可の申請)

第十条の四 法第十四条第六項の規定により産業廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第八号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一〜五 (略)
- 六 保管を行う場合には、保管の場所に関する次に掲げる事項

- イ・ロ (略)
- ハ 保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)

- 二・ホ (略)
- 七〜九 (略)
- 二〜六 (略)

(産業廃棄物処分業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準)  
 第十条の四の二 令第六条の十一第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の日前六月間(申請者が令第六条の十一第二号に掲げる者である場合にあつては従前の法第十四条第六項の許可を受けた日から当該申請の日までの間)、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。

(産業廃棄物収集運搬業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準)  
 第九条の三 令第六条の九第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の日前六月間(申請者が令第六条の九第二号に掲げる者である場合にあつては従前の法第十四条第一項の許可を受けた日から当該申請の日までの間)、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。

公表事項	更新すべき場合
イ〜二 (略)	(略)
ホ 事業の用に供する施設に関する次に掲げる事項	変更の都度(1)に掲げる事項について是一年に一回以上
(1) (略)	
(2) 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの所在地、面積、積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合には、その旨を含む。)及び積替えのための保管上限(特別管理産業廃棄物の積替え又は保管の場所にあつては、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限)	
へ〜ヌ (略)	(略)

三〜八 (略)  
 (産業廃棄物処分業の許可の申請)

第十条の四 法第十四条第六項の規定により産業廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第八号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一〜五 (略)
- 六 保管を行う場合には、保管の場所に関する次に掲げる事項

- イ・ロ (略)
- ハ 保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)

- 二・ホ (略)
- 七〜九 (略)
- 二〜六 (略)

(産業廃棄物処分業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準)  
 第十条の四の二 令第六条の十一第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の日前六月間(申請者が令第六条の十一第二号に掲げる者である場合にあつては従前の法第十四条第六項の許可を受けた日から当該申請の日までの間)、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。

公表事項	更新すべき場合
イ〜二 (略)	(略)
<p>ホ 事業の用に供する産業廃棄物の処理施設に関する当該施設ごとの次に掲げる事項</p> <p>(1)〜(3) (略)</p> <p>(4) 当該施設において処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)</p> <p>(5)〜(8) (略)</p>	変更の都度
へ (略)	(略)
<p>ト 情報公表日の属する月の前々月までの一年間(以下「直前一年間」という。)において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理の行程(次に掲げる事項を含み、当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るこれらの事項を含む。)</p> <p>(1)〜(5) (略)</p>	一年に一回以上
<p>チ 直前三年間の各月において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物に関する次に掲げる事項(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、当該石綿含有産業廃棄物、当該水銀使用製品産業廃棄物又は当該水銀含有ばいじん等に係るこれらの事項を含む。)</p> <p>(1)〜(3) (略)</p>	一年に一回以上
<p>リ 直前三年間の事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報(次の(1)から(9)までに掲げる当該施設の種類のうち、当該(1)から(9)までに定める事項に限る。)</p> <p>(1)〜(3) (略)</p> <p>(4) 令第七条第十号の二に掲げる施設 第十二条の七の二第三号の二に掲げる事項</p> <p>(5)〜(9) (略)</p>	一年に一回以上
又〜カ (略)	(略)
三〜ハ (略)	(略)
(承諾に係る書面の記載事項)	(略)
<p>第十条の六の六 令第六条の十二第一号(令第六条の十五第二号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 委託した産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量</p> <p>二〜四 (略)</p>	

公表事項	更新すべき場合
イ〜二 (略)	(略)
<p>ホ 事業の用に供する産業廃棄物の処理施設に関する当該施設ごとの次に掲げる事項</p> <p>(1)〜(3) (略)</p> <p>(4) 当該施設において処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)</p> <p>(5)〜(8) (略)</p>	変更の都度
へ (略)	(略)
<p>ト 情報公表日の属する月の前々月までの一年間(以下「直前一年間」という。)において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理の行程(次に掲げる事項を含み、当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、石綿含有産業廃棄物に係るこれらの事項を含む。)</p> <p>(1)〜(5) (略)</p>	一年に一回以上
<p>チ 直前三年間の各月において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物に関する次に掲げる事項(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、当該石綿含有産業廃棄物に係るこれらの事項を含む。)</p> <p>(1)〜(3) (略)</p>	一年に一回以上
<p>リ 直前三年間の事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報(次の(1)から(8)までに掲げる当該施設の種類のうち、当該(1)から(8)までに定める事項に限る。)</p> <p>(1)〜(3) (略)</p> <p>(4)〜(8) (略)</p>	一年に一回以上
又〜カ (略)	(略)
三〜ハ (略)	(略)
(承諾に係る書面の記載事項)	(略)
<p>第十条の六の六 令第六条の十二第一号(令第六条の十五第二号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 委託した産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量</p> <p>二〜四 (略)</p>	

(産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を再委託できる場合)

**第十条の七** 法第十四条第十六項ただし書の環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 中間処理業者から委託を受けた産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除くものとし、当該中間処理業者が行った処分に係る中間処理産業廃棄物に限る。以下この条において同じ。)の収集若しくは運搬又は処分(最終処分を除く。以下この条において同じ。)を次のイからトまでに定める基準に従つて委託する場合

イ・ロ (略)

ハ 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、第八条の四で定める書面が添付されていること。

(1) 委託する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量

(2) (12) (略)

二 (略)

ホ あらかじめ、当該中間処理業者に対して再受託者の氏名又は名称(法人にあつては、その代表者の氏名を含む。)及び当該委託がイ又はロに掲げる基準に適合するものであることを明らかにし、当該委託について次に定める事項が記載された当該中間処理業者の書面による承諾を受けていること。

(1) 委託した産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量

(2) (4) (略)

へ・ト (略)

二 (略)

(産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者の帳簿記載事項等)

**第十条の八** 法第十四条第十七項において準用する法第七条第十五項の環境省令で定める事項は、産業廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

収集又は運搬	(略)
運搬の委託	(略)
処分	(略)
処分の委託	(略)
備考	収集若しくは運搬、運搬の委託、処分又は処分の委託に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、上欄の区分に応じそれぞれ下欄に掲げる事項について、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。

2・3 (略)

(産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を再委託できる場合)

**第十条の七** 法第十四条第十六項ただし書の環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 中間処理業者から委託を受けた産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除くものとし、当該中間処理業者が行った処分に係る中間処理産業廃棄物に限る。以下この条において同じ。)の収集若しくは運搬又は処分(最終処分を除く。以下この条において同じ。)を次のイからトまでに定める基準に従つて委託する場合

イ・ロ (略)

ハ 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、第八条の四で定める書面が添付されていること。

(1) 委託する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量

(2) (12) (略)

二 (略)

ホ あらかじめ、当該中間処理業者に対して再受託者の氏名又は名称(法人にあつては、その代表者の氏名を含む。)及び当該委託がイ又はロに掲げる基準に適合するものであることを明らかにし、当該委託について次に定める事項が記載された当該中間処理業者の書面による承諾を受けていること。

(1) 委託した産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量

(2) (4) (略)

へ・ト (略)

二 (略)

(産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者の帳簿記載事項等)

**第十条の八** 法第十四条第十七項において準用する法第七条第十五項の環境省令で定める事項は、産業廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

収集又は運搬	(略)
運搬の委託	(略)
処分	(略)
処分の委託	(略)
備考	収集若しくは運搬、運搬の委託、処分又は処分の委託に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、上欄の区分に応じそれぞれ下欄に掲げる事項について、石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。

2・3 (略)



(産業廃棄物処理業に係る変更の届出等)  
 第十条の十 法第十四条の二第三項において準用する法第七条の二第三項の規定による環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 四 (略)

五 産業廃棄物収集運搬業者にあつては、積替え又は保管の場所に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)

二・ホ (略)

六 産業廃棄物処分業者にあつては、保管の場所に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)

二・ホ (略)

七 (略)

二・三 (略)

(特別管理産業廃棄物収集運搬業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準)

第十条の十二の二 令第六条の十三第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の前六月間(申請者が令第六条の十三第二号に掲げる者である場合にあつては従前の法第十四条の四第一項の許可を受けた日から当該申請の日までの間)、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。

公表事項

更新すべき場合

イ〜二 (略)

(略)

ホ 事業の用に供する施設に関する次に掲げる事項

(1) (略)

(2) 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの所在地、面積、積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。及び積替えのための保管上限(特別管理産業廃棄物の積替え又は保管の場所にあつては、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限)

変更の都度(1)に掲げる事項については一年に一回以上

ヘ〜ヌ (略)

(略)

三〇八 (略)

(産業廃棄物処理業に係る変更の届出等)  
 第十条の十 法第十四条の二第三項において準用する法第七条の二第三項の規定による環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 四 (略)

五 産業廃棄物収集運搬業者にあつては、積替え又は保管の場所に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)

二・ホ (略)

六 産業廃棄物処分業者にあつては、保管の場所に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)

二・ホ (略)

七 (略)

二・三 (略)

(特別管理産業廃棄物収集運搬業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準)

第十条の十二の二 令第六条の十三第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の前六月間(申請者が令第六条の十三第二号に掲げる者である場合にあつては従前の法第十四条の四第一項の許可を受けた日から当該申請の日までの間)、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。

公表事項

更新すべき場合

イ〜二 (略)

(略)

ホ 事業の用に供する施設に関する次に掲げる事項

(1) (略)

(2) 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの所在地、面積、積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。及び積替えのための保管上限(特別管理産業廃棄物の積替え又は保管の場所にあつては、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限)

変更の都度(1)に掲げる事項については一年に一回以上

ヘ〜ヌ (略)

(略)

三〇八 (略)

(特別管理産業廃棄物処分業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準)  
 第十条の十六の二 令第六条の十四第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の前六月間(申請者が令第六条の十四第二号に掲げる者である場合にあつては従前の法第十四条の四第六項の許可を受けた日から当該申請の日までの間)、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。

公表事項	更新すべき事項
イ〜二 (略)	(略)
ホ 事業の用に供する産業廃棄物の処理施設に関する当該施設ごとの次に掲げる事項 (1)〜(3) (略) (4) 当該施設において処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。) (5)〜(8) (略)	変更の都度
へ〜チ (略)	(略)
リ 直前三年間の事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報(次の(1)から(9)までに掲げる当該施設の種類に応じ、当該(1)から(9)までに定める事項に限る。) (1)〜(3) (略) (4) 令第七条第十号の二に掲げる施設 第十二条の七の二第三号の二に掲げる事項 (5)〜(9) (略)	一年に一回以上
又〜カ (略)	(略)

三〜ハ (略)

(特別管理産業廃棄物処分業の許可の基準)

第十条の十七 法第十四条の四第十項第一号(法第十四条の五第二項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 特別管理産業廃棄物の処分(埋立処分を除く。以下この号において同じ。)を業として行う場合  
 イ 施設に係る基準  
 (1)〜(5) (略)

- (6) 廃水銀等の処分を業として行う場合には、当該廃水銀等の処分に適する硫化施設その他の処理施設であつて、処分する廃水銀等の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。  
 (7)〜(12) (略)

- ロ (略)  
 二 (略)

(特別管理産業廃棄物処分業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準)  
 第十条の十六の二 令第六条の十四第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の前六月間(申請者が令第六条の十四第二号に掲げる者である場合にあつては従前の法第十四条の四第六項の許可を受けた日から当該申請の日までの間)、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。

公表事項	更新すべき事項
イ〜二 (略)	(略)
ホ 事業の用に供する産業廃棄物の処理施設に関する当該施設ごとの次に掲げる事項 (1)〜(3) (略) (4) 当該施設において処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。) (5)〜(8) (略)	変更の都度
へ〜チ (略)	(略)
リ 直前三年間の事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報(次の(1)から(8)までに掲げる当該施設の種類に応じ、当該(1)から(8)までに定める事項に限る。) (1)〜(3) (略) (4)〜(8) (略)	一年に一回以上
又〜カ (略)	(略)

三〜ハ (略)

(特別管理産業廃棄物処分業の許可の基準)

第十条の十七 法第十四条の四第十項第一号(法第十四条の五第二項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 特別管理産業廃棄物の処分(埋立処分を除く。以下この号において同じ。)を業として行う場合  
 イ 施設に係る基準  
 (1)〜(5) (略)

- (新設)

- (6)〜(11) (略)

- ロ (略)  
 二 (略)

(特別管理一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行うことができる場合)  
第十条の二十 法第十四条の四第十七項の環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一〇三 (略)

2 特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者及び前項に掲げる者のうち、感染性産業廃棄物の収集又は運搬を行う者は感染性一般廃棄物の収集又は運搬を、感染性産業廃棄物の処分を行う者は感染性一般廃棄物の処分を、特別管理産業廃棄物である水銀等の収集又は運搬を行う者は特別管理一般廃棄物である水銀等の収集又は運搬を行う者は特別管理一般廃棄物であるばいじんの収集又は運搬を、特別管理産業廃棄物であるばいじんの処分を行う者は特別管理一般廃棄物であるばいじんの処分を、それぞれ行うことができる。

(産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請)

第十一条 (略)

2〇4 (略)

5 法第十五条第二項第九号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇二 (略)

二の二 令第七条第十号の二に掲げる施設にあつては、水銀等の硫化処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法

二の三 (略)

三〇九 (略)

6〇8 (略)

第十二条の二 (略)

2〇11 (略)

12 令第七条第十号の二に掲げる施設の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 事故時における反応設備等からの水銀の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該設備が設置される床又は地盤面は、水銀が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。

二 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。

イ 精製された水銀と硫黄とを均一に化学反応させることができる装置が設けられていること。

ロ 外気と遮断されたものであること又は反応設備内を負圧に保つことができるものであること。

三 排気口又は排気筒から排出される水銀ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる水銀ガス処理設備が設けられていること。

13〇17 (略)

(特別管理一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行うことができる場合)  
第十条の二十 法第十四条の四第十七項の環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一〇三 (略)

2 特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者及び前項に掲げる者のうち、感染性産業廃棄物の収集又は運搬を行う者は感染性一般廃棄物の収集又は運搬を、感染性産業廃棄物の処分を行う者は感染性一般廃棄物の処分を、特別管理産業廃棄物である水銀等の収集又は運搬を行う者は特別管理一般廃棄物である水銀等の収集又は運搬を行う者は特別管理一般廃棄物であるばいじんの収集又は運搬を、特別管理産業廃棄物であるばいじんの処分を行う者は特別管理一般廃棄物であるばいじんの処分を、それぞれ行うことができる。

(産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請)

第十一条 (略)

2〇4 (略)

5 法第十五条第二項第九号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇二 (略)

(新設)

二の二 (略)

三〇九 (略)

6〇8 (略)

第十二条の二 (略)

2〇11 (略)

(新設)

12〇16 (略)

## 第十二条の七 (略)

2511 (略)

12 令第七条第十号の二に掲げる施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 精製された水銀と硫黄とを均一に化学反応させること。

二 外気と遮断されていない反応設備にあつては、反応中は、反応設備内を負圧に保つこと。

三 水銀ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすること。

13 (略)

14 令第七条第十一号の二に掲げる施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一5三 (略)

四 溶融炉内の温度を間接的に把握することができるところの位置の温度を連続的に測定し、かつ、当該温度及び当該温度から推定される溶融炉内の温度を記録すること。ただし、第十二条の二第十四項第三号ただし書に規定する装置を用いて溶融炉内の温度を直接的、かつ、連続的に測定し、記録する場合は、この限りでない。

五5十一 (略)

15 令第七条第十二号の二に掲げる施設（ポリ塩化ビフェニル汚染物分解施設を除く。）の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 廃油、廃酸及び廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第十二条の二第十五項第一号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。

二5六 (略)

16 令第七条第十二号の二に掲げる施設（ポリ塩化ビフェニル汚染物分解施設に限る。）の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 廃油、廃酸及び廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第十二条の二第十六項第一号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。

二5五 (略)

17 令第七条第十三号に掲げる施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 廃油、廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第十二条の二第十七項第一号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合は、速やかに必要な措置を講ずること。

二 洗浄方式の施設にあつては、第十五項第三号ホの規定の例によること。

三 (略)

(公表すべき維持管理の状況に関する情報)

第十二条の七の二 法第十五条の二の三第二項の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

一5三 (略)

三の二 令第七条の二に規定する令第七条第十号の二に掲げる施設 処分した廃水銀等の各月(ト)の数量

## 第十二条の七 (略)

2511 (略)

(新設)

12 (略)

13 (略)

14 (略)

15 令第七条第十一号の二に掲げる施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一5三 (略)

四 溶融炉内の温度を間接的に把握することができるところの位置の温度を連続的に測定し、かつ、当該温度及び当該温度から推定される溶融炉内の温度を記録すること。ただし、第十二条の二第十三項第三号ただし書に規定する装置を用いて溶融炉内の温度を直接的、かつ、連続的に測定し、記録する場合は、この限りでない。

五5十一 (略)

16 令第七条第十二号の二に掲げる施設（ポリ塩化ビフェニル汚染物分解施設を除く。）の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 廃油、廃酸及び廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第十二条の二第十四項第一号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。

二5六 (略)

17 令第七条第十三号に掲げる施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 廃油、廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第十二条の二第十六項第一号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合は、速やかに必要な措置を講ずること。

二5五 (略)

18 令第七条第十四号に掲げる施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 廃油、廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第十二条の二第十七項第一号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合は、速やかに必要な措置を講ずること。

二 洗浄方式の施設にあつては、第十四項第三号ホの規定の例によること。

三 (略)

(公表すべき維持管理の状況に関する情報)

第十二条の七の二 法第十五条の二の三第二項の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

一5三 (略)

(新設)

四 令第七条の二に規定する令第七条第十一号の二に掲げる施設 次に掲げる事項

イ (略)

ロ 前条第十四項第四号の規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 当該測定の結果及び前条第十四項第四号本文の場合にあつては、当該測定の結果から推定される溶融炉内の温度

ハ 前条第十四項第五号及び第十一号ハの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)・(4) (略)

ニ 前条第十四項第六号の規定による試験に関する次に掲げる事項

(1)・(4) (略)

ホ 前条第十四項第八号の規定によるばいじんの除去を行つた年月日

ヘ 前条第十四項第十一号二の規定による粉じんの除去を行つた年月日

五 令第七条の二に規定する令第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設 次に掲げる事項

イ (略)

ロ 前条第十五項第二号ハ、第三号ハ、第四号ハ、第五号ハ、二及びホ(2)並びに第六号二、第十六項第二号二、第三号二、第四号二並びに第五号二及びホ並びに第十七項第三号ハ及びホの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)・(3) (略)

ハ 前条第十五項第二号ニ、第三号ホ、第四号ホ及びビル、第五号ハ並びに第六号ハ及びビヲ、第十六項第二号ハ、第三号ハ及びビヲ、第四号又並びに第五号ト及びビヲ、第十七項第二号の規定によりその例によることとされる第十五項第三号ホ並びに第十七項第三号ハ及びビの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)・(4) (略)

ニ 前条第十五項第四号二及び第六号ホ並びに第十六項第三号ホ、第四号ホ及び第五号への規定による粒子状の物質等の除去を行つた年月日

ホ 前条第十五項第四号子及び第六号リ並びに第十六項第三号リ、第四号ト及び第五号又の規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)・(4) (略)

六〇八 (略)

(維持管理の状況に関する情報の公表)

第十二条の七の三 法第十五条の二の三第二項の規定による産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報の公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から、当該日から起算して三年を経過する日までの間、行うものとする。

一 前条第一号イ、第二号イ、第三号イ、第三号の二、第四号イ、第五号イ、第六号イ、第七号イ及び二(1)並びに第八号イに掲げる事項 翌月の末日

二 五 (略)

(記録の閲覧)

第十二条の七の四 法第十五条の二の四において準用する法第八条の四の規定による記録の閲覧は、次により行うものとする。

一 記録は、次のイからホまでに掲げる区分に応じ、当該イからホまでに定める日までに備え置くこと。

イ 次条第一号イ、第二号イ、第三号イ、第三号の二、第三号の三イ、第四号イ、第五号イ、第六号イ及び二(1)並びに第七号イに掲げる事項 翌月の末日

ロ 前条第十四項第四号の規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 当該測定の結果及び前条第十三項第四号本文の場合にあつては、当該測定の結果から推定される溶融炉内の温度

ハ 前条第十三項第五号及び第十一号ハの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)・(4) (略)

ニ 前条第十三項第六号の規定による試験に関する次に掲げる事項

(1)・(4) (略)

ホ 前条第十三項第八号の規定によるばいじんの除去を行つた年月日

ヘ 前条第十三項第十一号二の規定による粉じんの除去を行つた年月日

五 令第七条の二に規定する令第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設 次に掲げる事項

イ (略)

ロ 前条第十四項第二号ハ、第三号ハ、第四号ハ、第五号ハ、二及びホ(2)並びに第六号二、第十五項第二号二、第三号二、第四号二並びに第五号二及びホ並びに第十六項第三号ハ及びホの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)・(3) (略)

ハ 前条第十四項第二号ニ、第三号ホ、第四号ホ及びビル、第五号ハ並びに第六号ハ及びビヲ、第十五項第二号ハ、第三号ハ及びビヲ、第四号又並びに第五号ト及びビヲ、第十六項第二号の規定によりその例によることとされる第十四項第三号ホ並びに第十六項第三号ハ及びビの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)・(4) (略)

ニ 前条第十四項第四号二及び第六号ホ並びに第十五項第三号ホ、第四号ホ及び第五号への規定による粒子状の物質等の除去を行つた年月日

四 令第七条の二に規定する令第七条第十一号の二に掲げる施設 次に掲げる事項

イ (略)

ロ 前条第十三項第四号の規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 当該測定の結果及び前条第十三項第四号本文の場合にあつては、当該測定の結果から推定される溶融炉内の温度

ハ 前条第十三項第五号及び第十一号ハの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)・(4) (略)

ニ 前条第十三項第六号の規定による試験に関する次に掲げる事項

(1)・(4) (略)

ホ 前条第十三項第八号の規定によるばいじんの除去を行つた年月日

ヘ 前条第十三項第十一号二の規定による粉じんの除去を行つた年月日

五 令第七条の二に規定する令第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設 次に掲げる事項

イ (略)

ロ 前条第十四項第二号ハ、第三号ハ、第四号ハ、第五号ハ、二及びホ(2)並びに第六号二、第十五項第二号二、第三号二、第四号二並びに第五号二及びホ並びに第十六項第三号ハ及びホの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)・(3) (略)

ハ 前条第十四項第二号ニ、第三号ホ、第四号ホ及びビル、第五号ハ並びに第六号ハ及びビヲ、第十五項第二号ハ、第三号ハ及びビヲ、第四号又並びに第五号ト及びビヲ、第十六項第二号の規定によりその例によることとされる第十四項第三号ホ並びに第十六項第三号ハ及びビの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)・(4) (略)

ニ 前条第十四項第四号二及び第六号ホ並びに第十五項第三号ホ、第四号ホ及び第五号への規定による粒子状の物質等の除去を行つた年月日

ホ 前条第十四項第四号子及び第六号リ並びに第十五項第三号リ、第四号ト及び第五号又の規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)・(4) (略)

六〇八 (略)

(維持管理の状況に関する情報の公表)

第十二条の七の三 法第十五条の二の三第二項の規定による産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報の公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から、当該日から起算して三年を経過する日までの間、行うものとする。

一 前条第一号イ、第二号イ、第三号イ、第三号の二、第四号イ、第五号イ、第六号イ、第七号イ及び二(1)並びに第八号イに掲げる事項 翌月の末日

二 五 (略)

(記録の閲覧)

第十二条の七の四 法第十五条の二の四において準用する法第八条の四の規定による記録の閲覧は、次により行うものとする。

一 記録は、次のイからホまでに掲げる区分に応じ、当該イからホまでに定める日までに備え置くこと。

イ 次条第一号イ、第二号イ、第三号イ、第三号の二イ、第四号イ、第五号イ、第六号イ及び二(1)並びに第七号イに掲げる事項 翌月の末日

ロ 前条第十四項第四号の規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 当該測定の結果及び前条第十三項第四号本文の場合にあつては、当該測定の結果から推定される溶融炉内の温度

ハ 前条第十三項第五号及び第十一号ハの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)・(4) (略)

ニ 前条第十三項第六号の規定による試験に関する次に掲げる事項

(1)・(4) (略)

ホ 前条第十三項第八号の規定によるばいじんの除去を行つた年月日

ヘ 前条第十三項第十一号二の規定による粉じんの除去を行つた年月日

五 令第七条の二に規定する令第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設 次に掲げる事項

イ (略)

ロ 前条第十四項第二号ハ、第三号ハ、第四号ハ、第五号ハ、二及びホ(2)並びに第六号二、第十五項第二号二、第三号二、第四号二並びに第五号二及びホ並びに第十六項第三号ハ及びホの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)・(3) (略)

ハ 前条第十四項第二号ニ、第三号ホ、第四号ホ及びビル、第五号ハ並びに第六号ハ及びビヲ、第十五項第二号ハ、第三号ハ及びビヲ、第四号又並びに第五号ト及びビヲ、第十六項第二号の規定によりその例によることとされる第十四項第三号ホ並びに第十六項第三号ハ及びビの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)・(4) (略)

ニ 前条第十四項第四号二及び第六号ホ並びに第十五項第三号ホ、第四号ホ及び第五号への規定による粒子状の物質等の除去を行つた年月日

口 次条第一号ロ及び二、第二号ロ及び二、第三号ロ及び二、第三号の三口から二まで、第四号ロ、ハ及びホ、第五号ロ及び二、第六号ハ及びホ並びに第七号二及びリに掲げる事項  
 当該測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日  
 ハ 次条第一号ハ、第二号ハ、第三号ハ、第三号の三ホ及びへ、第四号二、第五号ホ(1)及びへ(1)、第六号ロ(1)並びに第七号ロ(1)、ハ(1)、へ(1)、ト(1)及びチ(1)に掲げる事項 当該除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日

二・ホ (略)  
 二・三 (略)

(記録する事項)

第十二条の七の五 法第十五条の二の四において準用する法第八条の四の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

一～三 (略)

三の二 令第七条の二に規定する令第七条第十号の二に掲げる施設 処分した廃水銀等の各月の数量

三の三 令第七条の二に規定する令第七条第十一号の二に掲げる施設 次に掲げる事項

イ (略)

ロ 第十二条の七第十四項第四号の規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 当該測定の結果及び第十二条の七第十四項第四号本文の場合にあつては、当該測定の結果から推定される溶融炉内の温度

ハ 第十二条の七第十四項第五号及び第十一号ハの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)・(4) (略)

ニ 第十二条の七第十四項第六号の規定による試験に関する次に掲げる事項

(1)・(4) (略)

ホ 第十二条の七第十四項第八号の規定によるばいじんの除去を行った年月日

へ 第十二条の七第十四項第十一号二の規定による粉じんの除去を行った年月日

四 令第七条の二に規定する令第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設 次に掲げる事項

イ (略)

ロ 第十二条の七第十五項第二号ハ、第三号ハ、第四号ハ、第五号ハ、二及びホ(2)並びに第六号二、第十六項第二号二、第三号二、第四号二並びに第五号二及びホ並びに第十七項第三号ハ及びホの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)・(3) (略)

ハ 第十二条の七第十五項第二号二、第三号ホ、第四号ホ及びル、第五号へ並びに第六号へ及びワ、第十六項第二号へ、第三号へ及びワ、第四号又並びに第五号ト及びワ、第十七項第二号の規定によりその例によることとされた第十五項第三号ホ並びに第十七項第三号へ及びチの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)・(4) (略)

口 次条第一号ロ及び二、第二号ロ及び二、第三号ロ及び二、第三号の二口から二まで、第四号ロ、ハ及びホ、第五号ロ及び二、第六号ハ及びホ並びに第七号二及びリに掲げる事項  
 当該測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日  
 ハ 次条第一号ハ、第二号ハ、第三号ハ、第三号の二ホ及びへ、第四号二、第五号ホ(1)及びへ(1)、第六号ロ(1)並びに第七号ロ(1)、ハ(1)、へ(1)、ト(1)及びチ(1)に掲げる事項 当該除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日

二・ホ (略)  
 二・三 (略)

(記録する事項)

第十二条の七の五 法第十五条の二の四において準用する法第八条の四の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

一～三 (略)

(新設)

三の二 令第七条の二に規定する令第七条第十一号の二に掲げる施設 次に掲げる事項

イ (略)

ロ 第十二条の七第十三項第四号の規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 当該測定の結果及び第十二条の七第十三項第四号本文の場合にあつては、当該測定の結果から推定される溶融炉内の温度

ハ 第十二条の七第十三項第五号及び第十一号ハの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)・(4) (略)

ニ 第十二条の七第十三項第六号の規定による試験に関する次に掲げる事項

(1)・(4) (略)

ホ 第十二条の七第十三項第八号の規定によるばいじんの除去を行った年月日

へ 第十二条の七第十三項第十一号二の規定による粉じんの除去を行った年月日

四 令第七条の二に規定する令第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設 次に掲げる事項

イ (略)

ロ 第十二条の七第十四項第二号ハ、第三号ハ、第四号ハ、第五号ハ、二及びホ(2)並びに第六号二、第十五項第二号二、第三号二、第四号二並びに第五号二及びホ並びに第十六項第三号ハ及びホの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)・(3) (略)

ハ 第十二条の七第十四項第二号二、第三号ホ、第四号ホ及びル、第五号へ並びに第六号へ及びワ、第十五項第二号へ、第三号へ及びワ、第四号又並びに第五号ト及びワ、第十六項第二号の規定によりその例によることとされた第十四項第三号ホ並びに第十六項第三号へ及びチの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)・(4) (略)

二 第十二条の七第十五項第四号二及び第六号ホ並びに第十六項第三号ホ、第四号ホ及び第五号への規定による粒子状の物質等の除去を行った年月日

ホ 第十二条の七第十五項第四号チ及び第六号リ並びに第十六項第三号リ、第四号ト及び第五号ヌの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)～(4) (略)

五～七 (略)

(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の対象となる一般廃棄物)

第十二条の七の十六 法第十五条の二の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物は、次の各号に掲げる産業廃棄物処理施設の種類のうち、当該各号に定める一般廃棄物(当該産業廃棄物処理施設に係る法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限る。)とする。

一～五 (略)

五の二 令第七条第十四号イに掲げる産業廃棄物の最終処分場 基準不適合水銀処理物

六 令第七条第十四号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場 燃え殻、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動物若しくは植物に係る固形状の不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、コンクリートの破片その他これに類する不要物、動物のふん尿、動物の死体若しくははいじん又はこれらの一般廃棄物を処分するために処理したものであつてこれらの一般廃棄物に該当しないもの(特別管理一般廃棄物であるものを除く)、基準適合水銀処理物

2 (略)

(産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出)

第十二条の七の十七 法第十五条の二の五第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類(当該施設が前条第四号の二に掲げる施設である場合にあつては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨)

五～七 (略)

八 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量(当該施設が前条第一項第四号の二に掲げる施設である場合にあつては、石綿含有一般廃棄物の処理量を含み、当該施設が前条第一項第五号の二又は第六号に掲げる施設(水銀処理物に係るものに限る。)である場合にあつては、水銀処理物の処理量を含む。)の見込み

2・3 (略)

4 都道府県知事は、法第十五条の二の五第一項の規定による届出を受理したときは、次に掲げる事項を記載した受理書を当該届出をした者に交付するものとする。

一～三 (略)

四 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類(当該施設が前条第四号の二に掲げる施設である場合にあつては、石綿含有一般廃棄物を処理する旨、当該施設が前条第一項第五号の二又は第六号に掲げる施設(水銀処理物に係るものに限る。)である場合にあつては、水銀処理物を処理する旨)

5 五・六 (略)

二 第十二条の七第十四項第四号二及び第六号ホ並びに第十五項第三号ホ、第四号ホ及び第五号への規定による粒子状の物質等の除去を行った年月日

ホ 第十二条の七第十四項第四号チ及び第六号リ並びに第十五項第三号リ、第四号ト及び第五号ヌの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)～(4) (略)

五～七 (略)

(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の対象となる一般廃棄物)

第十二条の七の十六 法第十五条の二の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物は、次の各号に掲げる産業廃棄物処理施設の種類のうち、当該各号に定める一般廃棄物(当該産業廃棄物処理施設に係る法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限る。)とする。

一～五 (略)

(新設)

六 令第七条第十四号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場 燃え殻、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動物若しくは植物に係る固形状の不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、コンクリートの破片その他これに類する不要物、動物のふん尿、動物の死体若しくははいじん又はこれらの一般廃棄物を処分するために処理したものであつてこれらの一般廃棄物に該当しないもの(特別管理一般廃棄物であるものを除く)

2 (略)

(産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出)

第十二条の七の十七 法第十五条の二の五第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類(当該施設が前条第四号の二に掲げる施設である場合にあつては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨)

五～七 (略)

八 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量(当該施設が前条第四号の二に掲げる施設である場合にあつては、石綿含有一般廃棄物の処理量を含む。)の見込み

2・3 (略)

4 都道府県知事は、法第十五条の二の五第一項の規定による届出を受理したときは、次に掲げる事項を記載した受理書を当該届出をした者に交付するものとする。

一～三 (略)

四 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類(当該施設が前条第四号の二に掲げる施設である場合にあつては、石綿含有一般廃棄物を処理する旨)

5 五・六 (略)

(届出を要する産業廃棄物処理施設の変更)

第十二条の十 法第十五条の二の六第三項において準用する法第九条第三項の規定による環境省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

二の二 令第七条第十号の二に掲げる施設にあつては、廃水銀等の硫化処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法

二の三 (略)

三・六 (略)

(産業廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出)

第十二条の十一 (略)

2 前項の届出については、第五条の五第二項の規定を準用する。この場合において、同項第四号中「石綿含有一般廃棄物」とあるのは「廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物」と、同項第五号中「水銀処理物」とあるのは「廃水銀等を処分するために処理したもの(以下「廃水銀等処理物という。)」と読み替えるものとする。

(産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請)

第十二条の十一の二 (略)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる産業廃棄物の最終処分場の種類に応じ、当該各号に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 (略)

二 令第七条第十四号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場 前号イ、ロ及び二に掲げる書類及び図面並びに次に掲げる書類及び図面

イ・ハ (略)

三 令第七条第十四号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場 第一号イ、ロ及び二に掲げる書類及び図面並びに次に掲げる書類及び図面

イ・ロ (略)

ハ 基準適合廃水銀等処理物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を埋め立てた場合は、基準適合廃水銀等処理物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面

(廃棄物の輸入の許可の申請)

第十二条の十二の二十 法第十五条の四の五第一項の規定により廃棄物の輸入の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二十九号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び性状

三 当該廃棄物の数量(当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その数量を含む。)

四・十二 (略)

2・4 (略)

(届出を要する産業廃棄物処理施設の変更)

第十二条の十 法第十五条の二の六第三項において準用する法第九条第三項の規定による環境省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(新設)

二の二 (略)

三・六 (略)

(産業廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出)

第十二条の十一 (略)

2 前項の届出については、第五条の五第二項の規定を準用する。この場合において、同項第四号中「石綿含有一般廃棄物」とあるのは「廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物」と読み替えるものとする。

(産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請)

第十二条の十一の二 (略)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる産業廃棄物の最終処分場の種類に応じ、当該各号に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 (略)

二 令第七条第十四号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場 前号イ、ロ及び二に掲げる書類及び図面並びに次に掲げる書類

イ・ハ (略)

三 令第七条第十四号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場 第一号イ、ロ及び二に掲げる書類及び図面並びに次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を埋め立てた場合は、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面

(廃棄物の輸入の許可の申請)

第十二条の十二の二十 法第十五条の四の五第一項の規定により廃棄物の輸入の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二十九号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び性状

三 当該廃棄物の数量(当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その数量を含む。)

四・十二 (略)

2・4 (略)



(報告)

第十二条の二十一 法第十五条の四の五第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る廃棄物の処分が終了したとき（輸入の一括許可を受けた者にあつては、個別の輸入ごとに当該輸入に係る廃棄物の処分が終了したとき）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第二十九号の三による報告書を環境大臣に提出しなければならない。ただし、当該許可に係る廃棄物が特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二条第一項に規定する特定有害廃棄物等である場合は、この限りでない。

一・二 (略)

三 当該廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び性状並びに輸入した数量（輸入の一括許可を受けた者にあつては、当該許可の有効期間内に行つた廃棄物の個別の輸入ごとの輸入した数量及びその合計）

四・八 (略)

2 (略)

(産業廃棄物の輸出の確認の申請)

第十二条の二十五 法第十五条の四の七第一項において準用する法第十条第一項の規定により産業廃棄物の輸出の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第三十号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び性状

三 当該産業廃棄物の数量（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その数量を含む。）

四・十一 (略)

2・4 (略)

(報告)

第十二条の二十六 法第十五条の四の七第一項において準用する法第十条第一項の確認を受けた者は、当該確認に係る産業廃棄物の処分が終了したとき（輸出の一括確認を受けた者にあつては、個別の輸出ごとに当該輸出に係る産業廃棄物の処分が終了したとき）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第三十二号による報告書を環境大臣に提出しなければならない。

一・三 (略)

四 当該産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び性状並びに輸出した数量輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた産業廃棄物の個別の輸出ごとの輸出した数量及びその合計）

五・六 (略)

2 (略)

(報告)

第十二条の二十一 法第十五条の四の五第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る廃棄物の処分が終了したとき（輸入の一括許可を受けた者にあつては、個別の輸入ごとに当該輸入に係る廃棄物の処分が終了したとき）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第二十九号の三による報告書を環境大臣に提出しなければならない。ただし、当該許可に係る廃棄物が特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二条第一項に規定する特定有害廃棄物等である場合は、この限りでない。

一・二 (略)

三 当該廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び性状並びに輸入した数量（輸入の一括許可を受けた者にあつては、当該許可の有効期間内に行つた廃棄物の個別の輸入ごとの輸入した数量及びその合計）

四・八 (略)

2 (略)

(産業廃棄物の輸出の確認の申請)

第十二条の二十五 法第十五条の四の七第一項において準用する法第十条第一項の規定により産業廃棄物の輸出の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第三十号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び性状

三 当該産業廃棄物の数量（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その数量を含む。）

四・十一 (略)

2・4 (略)

(報告)

第十二条の二十六 法第十五条の四の七第一項において準用する法第十条第一項の確認を受けた者は、当該確認に係る産業廃棄物の処分が終了したとき（輸出の一括確認を受けた者にあつては、個別の輸出ごとに当該輸出に係る産業廃棄物の処分が終了したとき）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第三十二号による報告書を環境大臣に提出しなければならない。

一・三 (略)

四 当該産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び性状並びに輸出した数量（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた産業廃棄物の個別の輸出ごとの輸出した数量及びその合計）

五・六 (略)

2 (略)

(指定区域台帳)  
第十二条の三十四 (略)

2 (略)

3 第一項の帳簿は、指定区域につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は様式第三十四号のとおりとする。

一〇五 (略)

六 地下にある廃棄物に石綿含有一般廃棄物、水銀処理物、廃水銀等処理物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、当該廃棄物の数量

4 第一項の図面は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 石綿含有一般廃棄物、水銀処理物、廃水銀等処理物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が地下にある場合は、当該廃棄物の位置を示す図面

5・6 (略)

(土地の形質の変更の届出)

第十二条の三十五 法第十五条の十九第一項の規定による届出は、様式第三十五号による届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一〇七 (略)

八 石綿含有一般廃棄物、水銀処理物、廃水銀等処理物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が地下にある場合は、当該廃棄物の位置を示す図面

(土地の形質の変更の届出)

第十二条の三十六 法第十五条の十九第一項本文の規定による届出は、次のとおりとする。

一〇三 (略)

四 地下にある廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物、水銀処理物又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)

五・六 (略)

(既に土地の形質の変更に着手している者の届出)

第十二条の三十八 法第十五条の十九第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第三十五号による届出書を提出して行うものとする。

一〇四 (略)

五 地下にある廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物、水銀処理物又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)

六〇八 (略)

2 (略)

(土地の形質の変更の施行方法に関する基準)

第十二条の四十 法第十五条の十九第四項の環境省令で定める基準は、土地の形質の変更に当たり、生活環境の保全上の支障が生じないように次の各号に掲げる要件を満たすものであることとする。

一〇八 (略)

九 水銀処理物又は廃水銀等処理物が地下にあることが法第十五条の十八第一項の指定区域台帳から明らかなる場合には、土地の形質の変更により当該廃棄物に含まれる水銀の溶出による生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないよう必要な措置を講ずるものであること。

(指定区域台帳)  
第十二条の三十四 (略)

2 (略)

3 第一項の帳簿は、指定区域につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は様式第三十四号のとおりとする。

一〇五 (略)

六 地下にある廃棄物に石綿含有一般廃棄物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、当該廃棄物の数量

4 第一項の図面は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 石綿含有一般廃棄物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が地下にある場合は、当該廃棄物の位置を示す図面

5・6 (略)

(土地の形質の変更の届出)

第十二条の三十五 法第十五条の十九第一項の規定による届出は、様式第三十五号による届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一〇七 (略)

八 石綿含有一般廃棄物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が地下にある場合は、当該廃棄物の位置を示す図面

(土地の形質の変更の届出)

第十二条の三十六 法第十五条の十九第一項本文の規定による届出は、次のとおりとする。

一〇三 (略)

四 地下にある廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)

五・六 (略)

(既に土地の形質の変更に着手している者の届出)

第十二条の三十八 法第十五条の十九第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第三十五号による届出書を提出して行うものとする。

一〇四 (略)

五 地下にある廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)

六〇八 (略)

2 (略)

(土地の形質の変更の施行方法に関する基準)

第十二条の四十 法第十五条の十九第四項の環境省令で定める基準は、土地の形質の変更に当たり、生活環境の保全上の支障が生じないように次の各号に掲げる要件を満たすものであることとする。

一〇八 (略)

(新設)

(届出台帳の調製等)  
 第十五条の八 法第十九条の十一第一項の届出台帳は、帳簿及び図面をもつて調製するものとする。

2 (略)

3 第一項の帳簿は、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

一 五 (略)

六 埋め立てた廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物、水銀処理物又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び量

七 十三 (略)

4 第一項の図面は、次のとおりとする。

一 二 (略)

三 石綿含有一般廃棄物、水銀処理物、廃水銀等処理物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が埋め立てられている場合は、当該廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面

5 (略)

別表第一(第一条の二関係)

一 水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収する施設

二 五七 (略)

八 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設

九 保健所

十 検疫所

十一 動物検疫所

十二 植物防疫所

十三 家畜保健衛生所

十四 検査業に属する施設

十五 商品検査業に属する施設

十六 臨床検査業に属する施設

十七 犯罪鑑識施設

別表第二(第一条の二関係)

(略)	第一欄	第二欄
(略)	(略)	(略)

備考

1 この表に掲げる基準は、第一条の二第十七項の規定に基づき環境大臣が定める方法により廃酸又は廃アルカリに含まれるこの表の各項の第一欄に掲げる物質を検定した場合における当該各項の第二欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。

2 「検出されないこと」とは、第一条の二第十七項の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

(届出台帳の調製等)  
 第十五条の八 法第十九条の十一第一項の届出台帳は、帳簿及び図面をもつて調製するものとする。

2 (略)

3 第一項の帳簿は、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

一 五 (略)

六 埋め立てた廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び量

七 十三 (略)

4 第一項の図面は、次のとおりとする。

一 二 (略)

三 石綿含有一般廃棄物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が埋め立てられている場合は、当該廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面

5 (略)

別表第一(第一条の二関係)

一 水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収するための施設

二 五七 (略)

別表第二(第一条の二関係)

(略)	第一欄	第二欄
(略)	(略)	(略)

備考

1 この表に掲げる基準は、第一条の二第十五項の規定に基づき環境大臣が定める方法により廃酸又は廃アルカリに含まれるこの表の各項の第一欄に掲げる物質を検定した場合における当該各項の第二欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。

2 「検出されないこと」とは、第一条の二第十五項の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

別表第二の一(第一条の七の五の二関係)	
第一欄	第二欄
一 アルキル水銀化合物	アルキル水銀化合物につき検出されないこと。
二 水銀又はその化合物	検液一リットルにつき水銀〇・〇〇五ミリグラム以下

備考

1 この表に掲げる基準は、第一条の七の五の二第二項の規定に基づき環境大臣が定める方法により水銀処理物に含まれるこの表の各項の第一欄に掲げる物質を溶出させた場合における当該各項の第二欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。

2 「検出されないこと」とは、第一条の七の五の二第二項の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

別表第四(第七条の二の四関係)

一	水銀電池	
二	空気亜鉛電池	
三	スイッチ及びリレー(水銀が目視で確認できるものに限る。)	×
四	蛍光ランプ(冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。)	×
五	HI Dランプ(高輝度放電ランプ)	×
六	放電ランプ(蛍光ランプ及びHI Dランプを除く。)	×
七	農業	
八	気圧計	
九	湿度計	
十	液柱形圧力計	
十一	弾性圧力計(ダイヤフラム式のものに限る。)	×
十二	圧力伝送器(ダイヤフラム式のものに限る。)	×
十三	真空計	×
十四	ガラス製温度計	
十五	水銀充満圧力式温度計	×
十六	水銀体温計	
十七	水銀式血圧計	
十八	温度定点セル	

(新設)

(新設)

十九	顔料		×
二十	ボイラ（二流体サイクルに用いられるものに限る。）		
二十一	灯台の回転装置		
二十二	水銀トリム・ヒール調整装置		
二十三	水銀抵抗原器		
二十四	差圧式流量計		
二十五	傾斜計		
二十六	周波数標準機		×
二十七	参照電極		
二十八	握力計		
二十九	医薬品		
三十	水銀の製剤		
三十一	塩化第一水銀の製剤		
三十二	塩化第二水銀の製剤		
三十三	よう化第二水銀の製剤		
三十四	硝酸第一水銀の製剤		
三十五	硝酸第二水銀の製剤		
三十六	チオシアン酸第二水銀の製剤		
三十七	酢酸フェニル水銀の製剤		
備考		十九の項に掲げる水銀使用製品は、水銀使用製品に塗布されるもの限り×印に該当する。	

別表五（第七条の十関係）

- 一 スイッチ及びリレー
- 二 気圧計
- 三 湿度計
- 四 液柱形圧力計
- 五 弾性圧力計（ダイヤフラム式のものに限る。）
- 六 圧力伝送器（ダイヤフラム式のものに限る。）
- 七 真空計
- 八 ガラス製温度計
- 九 水銀充満圧力式温度計
- 十 水銀体温計

（新設）

- 十一 水銀式血圧計
- 十二 灯台の回転装置
- 十三 水銀トリム・ヒール調整装置
- 十四 差圧式流量計
- 十五 浮ひょう形密度計
- 十六 傾斜計
- 十七 積算計器
- 十八 ひねみゲージヤシヤンナ
- 十九 電量計
- 二十 シヤトロロンス
- 二十一 電力計

様式第二号 (第六条の二十七関係)

(表面)

①一般廃棄物の種類 (当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び性状	
②一般廃棄物の数量 (当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合はその数量を含み、輸出の一括確認にあっては輸出の回数及び数量の上限とする。)	

様式第二号の三 (第六条の二十八関係)

③一般廃棄物の種類 (当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び性状		
④輸出した数量 (当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合はその数量を含む。)	(略)	(略)

備考

- 1 この報告書は、輸出の一括確認を受けた者にとっては、個別の輸出ごとに当該輸出に係る一般廃棄物の処分が終了するたびに遅滞なく提出すること。
- 2 (略)

様式第二号 (第六条の二十七関係)

(表面)

①一般廃棄物の種類 (当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び性状	
②一般廃棄物の数量 (当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合はその数量を含み、輸出の一括確認にあっては輸出の回数及び数量の上限とする。)	

様式第二号の三 (第六条の二十八関係)

③一般廃棄物の種類 (当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び性状		
④輸出した数量 (当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合はその数量を含む。)	(略)	(略)

備考

- 1 この報告書は、輸出の一括確認を受けた者にとっては、個別の輸出ごとに当該輸出に係る産業廃棄物の処分が終了するたびに遅滞なく提出すること。
- 2 (略)

様式第二号の十 (第八条の十三の五、第八条の十三の六関係)

備考  
特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の5第1項第1号ニ又は同項第2号リ(3)の規定により保管することができる特別管理産業廃棄物の数量を記入すること。

様式第二号の十五 (第八条の二十一関係)

(記載上の注意)  
1. ～ 4. (略)  
5. 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「種類」の欄にその旨を、「数量」の欄にその数量を記載すること。

様式第三号 (第八条の二十七関係)

備考  
1～4 (略)  
5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。  
6・7 (略)

様式第四号 (第八条の二十九関係)

備考  
1 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を、「産業廃棄物の数量」の欄にその数量を記載すること。  
2・3 (略)

様式第五号 (第八条の三十八関係)

備考  
1 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を、「産業廃棄物の数量」の欄にその数量を記載すること。  
2・3 (略)

様式第六号 (第九条の二関係)

事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。))及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。

様式第二号の十 (第八条の十三の五、第八条の十三の六関係)

備考  
特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の5第1項第1号ニ又は同項第2号リ(3)の規定により保管することができる特別管理産業廃棄物の数量を記入すること。

様式第二号の十五 (第八条の二十一関係)

(記載上の注意)  
1. ～ 4. (略)  
5. 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「種類」の欄にその旨を、「数量」の欄にその数量を記載すること。

様式第三号 (第八条の二十七関係)

備考  
1～4 (略)  
5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。  
6・7 (略)

様式第四号 (第八条の二十九関係)

備考  
1 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を、「産業廃棄物の数量」の欄にその数量を記載すること。  
2・3 (略)

様式第五号 (第八条の三十八関係)

備考  
1 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を、「産業廃棄物の数量」の欄にその数量を記載すること。  
2・3 (略)

様式第六号 (第九条の二関係)

事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。))及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。

(略)	<p>積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>
-----	---

(略)	<p>積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>
-----	--

様式第七号(第十条の二関係)

様式第七号(第十条の二関係)

(略)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。))及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること</li> <li>2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ</li> <li>3. ～6. (略)</li> </ol>
-----	---

(略)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。))及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること</li> <li>2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ</li> <li>3. ～6. (略)</li> </ol>
-----	---

様式第七号の二(第十条の二関係)

様式第七号の二(第十条の二関係)

(略)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。))及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること</li> <li>2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ</li> <li>3. ～6. (略)</li> </ol>
-----	---

(略)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。))及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること</li> <li>2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ</li> <li>3. ～6. (略)</li> </ol>
-----	---

様式第八号(第十条の四関係)

様式第八号(第十条の四関係)

(略)	<p>事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。))を記載すること。</p>
-----	--

(略)	<p>事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。))を記載すること。</p>
-----	---



保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ

**様式第九号**（第十条の六関係）

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）
2. ～ 5.（略）

**様式第九号の二**（第十条の六関係）

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）
2. ～ 5.（略）

**様式第十号**（第十条の九関係）

許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

**様式第十八号**（第十一条関係）

（第 1 面）

産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）

保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ

**様式第九号**（第十条の六関係）

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）
2. ～ 5.（略）

**様式第九号の二**（第十条の六関係）

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）
2. ～ 5.（略）

**様式第十号**（第十条の九関係）

許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

**様式第十八号**（第十一条関係）

（第 1 面）

産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）

(第 2 面)

焼却灰等、 <u>汚泥等</u> 、 <u>廃水銀等の硫化処理に伴い生ずる廃棄物</u> 又は <u>廃石綿等若しくは石綿含有産業廃棄物の溶融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法</u>	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

(第 4 面)

備考

1～6 (略)

7 廃水銀等の硫化処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法は、令第 7 条第 10 号の 2 に掲げる施設に該当する場合に記入すること。

8～11 (略)

様式第二十号 (第十二条の五関係)

施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に <u>石綿含有産業廃棄物</u> 、 <u>水銀使用製品</u> 、 <u>産業廃棄物</u> 又は <u>水銀含有ばいじん等</u> が含まれる場合は、その旨を含む。)	
--	--

様式第二十二号 (第十二条の九関係)

変更の内容	産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に <u>石綿含有産業廃棄物</u> 、 <u>水銀使用製品</u> 、 <u>産業廃棄物</u> 又は <u>水銀含有ばいじん等</u> が含まれる場合は、その旨を含む。)
-------	---

様式第二十九号 (第十二条の二十関係)

① 廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に <u>石綿含有産業廃棄物</u> 、 <u>水銀使用製品</u> 、 <u>産業廃棄物</u> 又は <u>水銀含有ばいじん等</u> が含まれる場合は、その旨を含む。)	
② 廃棄物の数量 (当該産業廃棄物に <u>石綿含有産業廃棄物</u> 、 <u>水銀使用製品</u> 、 <u>産業廃棄物</u> 又は <u>水銀含有ばいじん等</u> が含まれる場合は、その数量を含み、一括許可にあつては、輸入の回数及び数量の上限とする。)	

(第 2 面)

焼却灰等、 <u>汚泥等</u> 又は <u>廃石綿等若しくは石綿含有産業廃棄物の溶融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法</u>	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

(第 4 面)

備考

1～6 (略)

(新設)

7～10 (略)

様式第二十号 (第十二条の五関係)

施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に <u>石綿含有産業廃棄物</u> が含まれる場合は、その旨を含む。)	
---	--

様式第二十二号 (第十二条の九関係)

変更の内容	産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に <u>石綿含有産業廃棄物</u> が含まれる場合は、その旨を含む。)
-------	--

様式第二十九号 (第十二条の二十関係)

① 廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に <u>石綿含有産業廃棄物</u> が含まれる場合は、その旨を含む。)	
② 廃棄物の数量 (当該産業廃棄物に <u>石綿含有産業廃棄物</u> が含まれる場合は、その数量を含み、一括許可にあつては、輸入の回数及び数量の上限とする。)	

様式第二十九号の三 (第十二条の二十二の二十一関係)

② 廃棄物の種類 (当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び性状	
③ 輸入した数量 (当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその数量を含む。)	

様式第三十号 (第十二条の二十五関係)

① 産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び性状	
② 産業廃棄物の数量 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその数量を含み、輸出の一括確認にあっては輸出の回数及び数量の上限とする。)	

様式第三十二号 (第十二条の二十六関係)

③ 産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び性状	
④ 輸出した数量 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその数量を含む。)	

様式第三十四号 (第十二条の三十四関係)

指定区域内の埋立地の内容	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)			
	埋め立てられている石綿含有一般廃棄物、水銀処理物、又は廃水銀等処理物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の数量			

様式第二十九号の三 (第十二条の二十二の二十一関係)

② 廃棄物の種類 (当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び性状	
③ 輸入した数量 (当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその数量を含む。)	

様式第三十号 (第十二条の二十五関係)

① 産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び性状	
② 産業廃棄物の数量 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその数量を含み、輸出の一括確認にあっては輸出の回数及び数量の上限とする。)	

様式第三十二号 (第十二条の二十六関係)

③ 産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び性状	
④ 輸出した数量 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその数量を含む。)	

様式第三十四号 (第十二条の三十四関係)

指定区域内の埋立地の内容	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)			
	埋め立てられている石綿含有一般廃棄物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の数量			

様式第三十五号 (第十二条の三十五、第十二条の三十八、第十二条の三十九関係)

地下にある廃棄物の種類 (当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物、水銀処理物又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)
--

様式第三十五号 (第十二条の三十五、第十二条の三十八、第十二条の三十九関係)

地下にある廃棄物の種類 (当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)
--

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この省令の施行の際現に締結されている廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。第六条の二第四号に掲げる委託契約に対するこの省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「新規則」という。第八条の四の二の規定の適用については、当該契約の更新までの間は、なお従前の例による。)

3 この省令の施行の際現に埋め立てられている廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する省令による改正後の令第三条第三号又規定する水銀処理物及び令第二条の四第五号二に規定する廃水銀等を処分するために処理したものについては、新規則第五条の五第一項第五号及び第二項第五号(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「規則」という。第五条の十第二項において準用する場合を含む。)、第五号の五の二の二、第五号の十の二第一項各号列記以外の部分及び第四号、第五号の十の二、新規則第十二条の十一の二第二項第三号八、第十二条の三十四第三項第六号及び第四項第三号、第十二条の三十五第二項第八号、第十二条の三十六第四号、第十二条の三十八第一項第五号(規則第十二条の三十九において準用する場合を含む。))並びに第十五条の八第三項第六号及び第四項第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○環境省令第十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する省令(平成二十七年政令第三百七十六号)の施行に伴い、及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第六条の五第一項第三号の規定に基づき、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十九年六月九日

環境大臣 山本 公一

金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部を改正する省令(昭和四十八年総理府令第五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
(特別管理産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準) 第三条 (略) 2・5 (略)	(特別管理産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準) 第三条 (略) 2・5 (略)

6 令第六条の五第一項第三号イ(6)の環境省令で定める基準は、当該産業廃棄物に含まれる別表第一の一の項から三の項まで、五の項、六の項及び二三の項の第一欄に掲げる物質ごとに当該各項の第一欄に掲げるとおりとし、同号イ(7)の鉱さいを処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は当該産業廃棄物に含まれる別表第一の一の項から三の項まで、五の項、六の項及び二三の項の第一欄に掲げる物質ごとに当該各項の第二欄に掲げるとおりとする。

(新設)  
6 令第六条の五第一項第三号イ(6)の鉱さいに係る環境省令で定める基準は当該鉱さいに含まれる別表第一の一の項から三の項まで、五の項、六の項及び二三の項の第一欄に掲げる物質ごとに当該各項の第一欄に掲げるとおりとし、同号イ(6)の鉱さいを処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は当該産業廃棄物に含まれる別表第一の一の項から三の項まで、五の項、六の項及び二三の項の第一欄に掲げる物質ごとに当該各項の第二欄に掲げるとおりとする。